

申請番号

加工・修繕輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の貨物は加工又は修繕のため輸出しますが、貨物を輸入する際関税、消費税及び地方消費税の軽減を受けたいので、関税定率法施行令第5条第1項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第19条の4第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、 形状の明細	数 量	輸出申告価格 の計算の基礎
加工又は修繕の明細				
本邦において加工することが困難な理由				
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

- (注) 1. この申告書は2通を輸出申告をする税関官署に提出して下さい。
2. 「その他参考となるべき事項」欄には、貨物の輸入の予定時期及び予定地その他関税の軽減を受けるために参考となる事項を記入して下さい。